

平成24年度 各学部等のハラスメント防止策取組計画

学部名	平成24年度防止策取組計画
文化教育学部	<p>(1) ハラスメント相談員は、学部のハラスメント相談のあり方と対応の仕方を協議しながら進める。</p> <p>(2) 男女共同参画委員会と協力し、学部内職員を対象とした女性教職員懇談会等を企画し、ハラスメントに関する実態把握を実施し、予防策の検討に役立てる。</p> <p>(3) 新入生オリエンテーション時に人権教育についての講話・DVD鑑賞を行い、人権を守る意識の啓発活動を行う。</p> <p>(4) 人権教育講演会を年間三回程度実施し、男女共同参画やハラスメント防止等についての啓発活動を継続して推進する。</p> <p>(5) キャンパス・セクシャルハラスメント集会に参加し、全国ネットワークを通して、他大学の情報を共有できるようにしていく。</p>
経済学部	<p>1.ハラスメントを防止するため、講習会を開催することによって、教職員の人権意識を高める。講習会は定期的を開催することとし、全員が参加する体制作りを目指す。</p> <p>2.学生等の人権と権利意識の向上のため、ハラスメント講習会を開催するとともに、ハラスメント相談制度の学生へのいっそうの周知を図り、その充実を目指す。</p>
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・全学の同和・人権問題委員会で作成したハラスメント防止のリーフレット及び学生向けの情報誌を新採用教職員及び新入生に配布するとともに、大学で作成したポスターを公用掲示板・学生掲示板に引き続き掲示し、啓発を行う。 ・講演会を開催し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。
工学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会等において、研究科長からハラスメント防止に関する注意喚起を行う。 ・今年度も、教員向けのハラスメント講演会等を開催する。 ・研究室、事務室及び掲示板等にハラスメント防止用ポスターを掲示し、啓発を図る。
農学部	<p>教授会・研究科委員会・学科会議・コース会議等でハラスメント問題を議題として取り上げるとともに、学内・外で開催される同和・人権問題あるいは、その関連の講習会に積極的に参加するように周知し、ハラスメント教育を行います。さらに、同和・人権問題委員会委員が、講演会等での概要を教授会等で紹介することで、ハラスメントの防止に努めます。平成23年度にハラスメント防止対策実施内容17項目を作成確定しましたが、それを本年度も実施に移します。まず、学部新入生及び大学院生全員に対し、5月上旬にハラスメント防止対策に関するガイダンスを実施します。その際、事例集の配布を行います。また、7月上旬と12月上旬に10日間程、卒論終了段階の2月以降に目安箱を設置し、ハラスメントに関する実態調査を行います。教職員間の情報交換と親睦を図るために「ソーマン流し」大会を企画します。また、農学部全体で「あいさつ運動」を展開します。</p>
海洋エネルギー研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事務的なことや形式的なことばかり言うよりも、職員が常に気持ちよく職務に励むことが出来る環境となるようにセンター長を初め全職員と気軽に相談できる環境作りをモットウに取り組むことにしている。 ・楽しき中にも規律ある職場環境作りに努める。 ・ハラスメントとなるような事例がこれまで見られなかったのも、これまでの労働環境を維持しながら取り組む。

学部名	平成24年度防止策取組計画
総合分析実験センター	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し「ハラスメントの防止に関するガイドライン」、パンフレット「ハラスメントのないキャンパスにするために」をホームページよりダウンロードし、閲覧することを周知徹底する。また、部門の会合時などに、表記内容に関する説明を行う。 ・できる限りにおいて執務中の開放環境の保持を行う(セキュリティ上の配慮を行った上で施行)。 ・教職員のハラスメント講習会への参加を促し、出来る限り全員が参加するようにする。 ・意見交換や相談がしやすい職場環境、人間関係を構築するように務める。
総合情報基盤センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止の啓蒙書を回覧する。 ・ハラスメント防止に関する講演会・研修会等への参加を奨励し、参加者がセンター内での定例ミーティングで報告等を行うことにより、センター教職員に周知徹底する。 ・研究室及び業務室のドアやブラインド等をの執務中の開放を実施する。 ・良好な人間関係を構築できるような職場環境作りに取り組む。
国際交流推進センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センター教員がハラスメント対応の認識を再確認するため、大学のガイドラインをセンター教員へ周知徹底する。 ・教員室(個室)での教職員・学生への対応にはドアを開放して対応する等透明性を保つよう心掛ける。 ・センター内にハラスメントに関するポスターを貼付し、留学生に対し広く周知する。
全学教育機構	<ul style="list-style-type: none"> (1)教員会議において、「佐賀大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」に関する教員の意識確認を行う。 (2)機構内にハラスメント防止策等を協議するハラスメント対策委員会を設置するとともに、ハラスメント相談員を定める。
低平地沿岸海域研究センター□	<ul style="list-style-type: none"> ・センター会議で定期的にハラスメント防止に関する注意喚起を行う。 ・引き続き研究室、事務室の入口、壁などにハラスメント防止用ポスターを掲示する。 ・大学で実施される講演会に担当者等が参加し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。
海浜台地生物環境研究センター	<ul style="list-style-type: none"> (1)これまでに発生したハラスメント事案に対する反省を、教職員全員で共有することにより、当センターからハラスメントを根絶する。 (2)センターに配属された学生に対し、当センターの「不祥事防止策」の内容を周知する。 (3)センター内の各箇所にハラスメント防止のポスターを掲示する。 (4)ハラスメント・人権問題等の講演会・研修に積極的に参加する。
シンクロトン光応用研究センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の公開と周知 <ul style="list-style-type: none"> ・今後もしハラスメントの事態が有れば、その都度センター内ミーティングで報告し、問題点を検討する。 ・大学内他部局で事態が発生すれば、大学から必要な情報の公開と大学としての問題点や対策についての情報提供を御願いし、対策する。 2. 大学のガイドラインの周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・防止策として出されている大学のガイドラインを周知徹底する。 3. ハラスメント防止策委員 <ul style="list-style-type: none"> ・本センターにおいて、学生及び職員が良好な環境において修学、教育、研究及び就労に従事できるように、センター内に引き続きハラスメント防止委員を置く。
地域学歴史文化研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、1)教職員が人権に関する意識を高め、再発防止を心掛ける。 2)センター内にハラスメント防止のポスターを掲示する。